国民健康保険

算定基礎を所得に

負担の均分化をめざして

55年度の保険料が確定

国民健康保険料の負担の均分化を図るため、今年四月から賦課方式を税方式から所得方式に改正しました。このたび、五十五年度の保険料が確定しましたので、納入通知書を国保加入世帯へ郵送しました。

今回の改正は、五十四年度の保険料総額をそのままにして、負担の仕方を変えるものです。改正の主な点は①所得割保険料の算定基礎を市民税所得割額から総所得金額とする②資産割額を廃止する③保険料率を改正する④賦課限度額を二十五万二千円に引き上げる—となっています。

しかし、急激な変化を避けるために、今年度に限って旧方式と新方式の保険料をそれぞれ半分ずつ用いる経過措置を設けました。

四月に通知した四月から九月までの保険料は、五十四年中の所得などが判明していないため暫定額で納入していただいていました。

今回の保険料の通知（確定賦課）は五十四年中の所得金額と五十五年度の市民税所得割額、固定資産税額をもとにして計算した本年度分の確定保険料です（計算の事例を参照）。

確定保険料が暫定保険料と比べて増えたり減ったりする世帯がありますが、これは世帯人員の増減などの他に五十三年中の所得と五十四年中の所得の変動によるものが主な原因です。

保険料は医療費の支払いに大切な財源ですので、必ず納期限まで納入してください。

納期限
第四期　十月一日～十二月一日
第五期　十二月一日～一月三十一日
第六期　二月一日～三月三十一日

◎確定賦課

〔事例〕　○被保険者3人　○所得関係　世帯主（給与所得）54年分総所得金額 130万円
55年度市民税所得割額 14,100円
〃 固定資産税額 5,000円

賦課標準所得金額の計算　130万円（総所得金額）−22万円（市民税基礎控除額）−2万円（割増給与所得控除）＝106万円

55年度確定賦課（経過措置）

区分	税方式(旧) 算出基礎	料率	保険料	所得方式(新) 算出基礎	料率	保険料
所得割	14,100円	$\frac{588}{100}$	82,908円	1,060,000円	$\frac{5.88}{100}$	62,328円
資産割	5,000円	$\frac{48}{100}$	2,400円	—	—	—
均等割	1人につき6,900円×3人		20,700円	1人につき6,180円×3人		18,540円
平等割	1世帯につき		11,040円	1世帯につき		8,340円
合計			117,048円	合計		89,208円
合計の半額			58,524円	合計の半額		44,604円
確定年間保険料	103,128円					

確定後(10月～3月)の保険料　確定保険料103,128円−暫定保険料47,130円＝55,998円

賦課標準（基準総所得）とは

給与所得者…給与総収入金額−給与所得控除−割増給与所得控除（収入金額の5％で限度額2万円）−市民税の基礎控除額（22万円）

事業所得者…総収入金額−必要経費−純損失の繰越−市民税の基礎控除額
（給与所得、事業所得、譲渡所得などがある場合は合算します。（年金は給与とみなします）また、専従者控除額も算出の対象となります。）

保険料率

	税方式(旧)	所得方式(新)
所得割	市民税所得割額の$\frac{588}{100}$	賦課標準所得の$\frac{5.88}{100}$
資産割	固定資産税額の$\frac{48}{100}$	—
均等割	被保険者1人につき 6,900円	6,180円
平等割	1世帯につき 11,040円	8,340円
限度額	210,000円	252,000円

昭和55年に限って　½　＋　½
（限度額は231,000円）

国保コーナー（国民健康保険）Qアンド A

確定保険料に伴う保険料の変更について ～その２～

問）三月に退社し国民健康保険に加入しましたが、四月から始まった今年度の保険料は一期では父あてに二千七百円の請求があり、五月に婚姻届と同時に住民登録を父の世帯から夫の世帯に移しましたので、二期・三期は夫あてに同じ二千七百円ずつの請求がきました。四期になって夫には三万五千二百四十円の請求があり、これとは別に父にも七千四百円の請求が来ました。これはどういう訳ですか。

答）この住所異動は世帯主の変動をも伴っており、今年度の保険料に関して言えば、四月一か月分は旧住所のお父さんが、五月から来年の三月までの十一か月分は、新住所のご主人が各々の納入義務者とみなされます。

しかしお父さんも御主人も職場の健康保険に加入されているのですから、この保険料はあくまでもあなたお一人のもので、いずれの世帯でも保険料算定に本質的な差異はありません。ここでの問題点は一期～三期が暫定賦課保険料であり、あなたの場合は53年の所得の関係で、一人世帯の最低保険料を納めてもらっていたわけです。そして十月の確定賦課の段階で、54年のあなたの給与所得にもとづいて、所得割が改めて加算され、その結果年間十二万千二百円という算定になったのです。従って一か月分一万百円となり、お父さんの納入額は七千四百円不足していた訳です。またご主人には十一か月分の十一万一千百円から、二期・三期の納入済分を引いた残額を、四期～六期で納入していただくことになったのです。

医療費を見直そう

医療費の支払い区分はグラフ①、②の事例のとおりです。

グラフ①　通院の場合

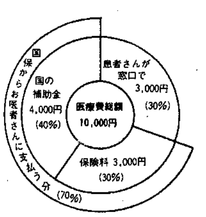

グラフ②　高額療養費の支給の対象になる場合

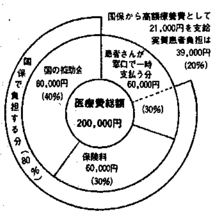

グラフ③　国保が支払う医療費と老人医療費の割合

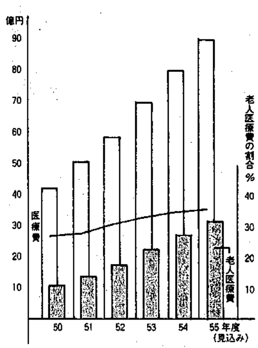

グラフ④　1人当り医療費と保険料の推移

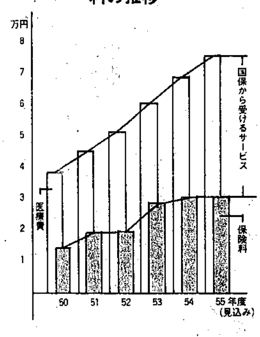

医療費は増加しています

医療費は診療報酬の改定（医療費の引上げ）とは別に医療技術・医薬品の進歩、病気の慢性化などによって毎年十二％前後（自然増）の伸びとなっておりグラフ③で示すとおり五年間で約二倍にも増えています。

相互扶助の恩恵

しかし、国保は相互扶助で成り立っていることがグラフ④でわかります。五十五年度の被保険者一人が医療費を七万五二一〇円を使い、保険料三万八〇八円を納めており、その差四万四四〇二円が相互扶助によって受ける恩恵（サービス）という訳です。

高い比率の老人医療費

国保の老人医療費対象者は約一万二千六百人で全体の十・六％で、医療費は全体の三五％（グラフ③）を占めています。

増え続ける高額療養費

高額療養費は自己負担（三万九千円）が据え置かれているため、医療費が増えればそれ以上に国保からの持ち出し分が増えることになっています。この五年間で約三・二倍と、国保で支払った医療費の伸び二倍を上回って伸びています。

みんなの医療費を大切に

医療費が増えれば国の補助金も増えますが保険料も引き上げなければなりません。お互いに次のことに心がけて医療費を大事にすることが保険の負担の増加をおさえることに役立ちます。

①病気にならない身体づくりに努めましょう。②定期健康診断を受け、治療が必要のときは早めに受診しましょう。③急病でない限り、時間外、休日の受診、往診はやめましょう。④同じ病気でお医者さんを変えることは医療費のムダにつながるだけでなく、薬のダブリによる薬害の心配や治療のさまたげになる恐れがありますので注意しましょう。

球根講座

日時　10月22日午後1時15分～3時15分
会場　園芸センター研修室
テーマ　秋植え球根（チューリップ、スイセン等）
講師　園芸センター職員
定員　50人
申し込み　電話で市園芸センター講習会係（☎86—1034）へ

簡易保険文化講演会

日時　10月24日午後5時半開場（開演は午後6時）
会場　市公会堂
講師とテーマ　「スポーツを通して得たもの」—遠藤幸雄、「歴史の女たち」—田中澄江
主催　郵政省簡易保険局ほか（入場無料）

市青少年補導問題研究大会

青少年非行の未然防止と早期発見のために、親としてどうすればよいかについて具体的に研究協議をすすめ、あすからの実践に役立てます。
日時　11月13日午後1時（受け付け）
会場　中央公民館
対象　市民、PTA会員、青少年育成協議会員、市補導員、学校職員ほか
内容　講演（午後1時20分～2時50分）…「望ましい親子関係のあり方」（県立女子短大教授・岸井勇雄氏）、分科会（午後3時～4時半）…小学校部会、中学校部会、高等学校部会
申し込み　青少年補導センターにある所定申込書に記入の上、同センター（西堀通6、中央公民館内）へ

会員募集 山の下料理クラブ

日時　毎月第1･3木曜日午前10時～正午
会場　中地区公民館（古川町4—12）
対象　中地区在住の婦人若干名
会費　月1,000円程度（含材料費）
申し込み・問い合わせ　佐藤（☎73—7375）または好野（☎74—7978）へ

会員募集 石山吟詠会詩吟教室

日時　毎週木曜日午後6時半～8時半
会場　石山地区公民館4階音楽教室
会費　月1,000円
指導者　久須美雪堂
申し込み　随時会場で
問い合わせ　揚田（☎75—9438）または久須美（☎77—2015）へ

「女が働くこと」について考える集い

日時　10月25日午後2時～4時半
会場　中央公民館5階ホール
参加費　300円
アドバイザー　設楽ヨシ子（東京都職労婦人部長）
問い合わせ　蓮沼（☎29—4030）へ
主催　サークル〝女〟育ちあい
※当日保育室を用意してあります。

「にいがた婦人ジャーナル7号」原稿を募集！

テーマ　○家族の中の老人の居場所とその役割○子育て後の夫婦が楽しく生きるためには
送り先　11月20日までに400字詰原稿用紙5枚以内にまとめ、にいがた婦人ジャーナル（〒951 西堀通6　中央公民館内）へ。誌上掲載分には薄謝進呈
問い合わせ　住安（☎47—4890）へ